

1. 災害時の障害者の避難誘導はどうするのか。

○回答

時津町では、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しています。

この避難支援プランは、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対し、地域住民などの避難支援者が避難支援等を行うことができるよう、必要な手法や体制づくりを定めたものです。

本町では、避難行動要支援者の範囲を、生活の基盤が自宅にある方のうち、

- 要介護3・4・5の認定を受けている方
- 身体障害者手帳1級・2級の第1種を所有する方。(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものを除く。)
- 療育手帳A1・A2を所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 町の障害福祉サービスを受けている難病患者
- これらに準じる状態であって、町が支援を必要と認めた方としております。

この避難行動要支援者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、この名簿に掲載された方に対し、自治会・自主防災組織、民生委員、児童委員などの避難支援関係者へ情報提供してよいかの同意・不同意を確認し、同意された方につきましては、自治会等へ情報を提供して一人一人の避難支援について具体的に記載した「個別計画」を作成することといたしております。

障害者の避難支援の方法につきましては、障害の種別や程度によって異なりますが、まず同居のご家族やご近所にお住まいのご家族やご親戚の方々による避難支援が可能な場合には、ご家族等の支援により避難をしていただきます。

同居やご近所にお住まいの家族等がない、または、いても支援ができない場合には、自治会等へ情報を提供して、一人一人の避難支援について具体的に記載した個別計画をあらかじめ作成しておき、個別計画に掲載された避難支援者により、避難のための情報伝達や実際の避難支援等の対応を行うこととしております。

なお、避難情報や防災情報は、防災行政無線放送や広報車による放送、テレビやラジオにより伝達されます。聴覚障害者等は、避難情報を入手できない場合がありますので、本町では、防災情報を携帯メールでお知らせする「防災メール配信サービス」や、携帯電話会社3社が提供する「緊急速報メール」の利用をお願いしています。

2. 民生委員の日常活動と障害者へのサポートはどうしているか。 障害者本人が不在時には、メモ等を置いていくなど対応して欲しい。

○回答

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員ですが、給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。

民生委員の職務につきましては、民生委員法第14条では次のように規定されています。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉事業者と連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

このように、民生委員は、自らも地域住民の一員としてそれぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。

障害者の方々へのサポートにつきましても、上記の職務内容に沿って行っております。したがって、すべての障害者のご自宅を定期的に訪問しているわけではございませんので、困りごとや、支援してほしいこと、相談したいこと、相談先を教えてくださいなどございましたら、地区の民生委員さんにお気軽にご相談ください。

地区の民生委員さんのお名前、連絡先が分からないときは、役場福祉課にお問い合わせください。なお、広報とぎつ2017年（平成29年）2月号に顔写真付きで紹介しておりますので、ご覧ください。

また、時津町では、障害者またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、障害者相談員を設置しています。障害者相談員は、社会的人望があり、障害者の福祉の増進に熱意を有する者であって、障害者またはその保護者であるものうちから選ばれています。障害のある方にとって、より身近な相談員であり、行政へのつなぎ役も担っていますので、お気軽にご相談ください。障害者相談員のお名前、連絡先が分からないときは、役場福祉課にお問い合わせください。なお、広報とぎつ2016年（平成28年）11月号にも掲載しておりますので、ご覧ください。

3. 役場前に音声付信号機の設置と、脇道にも点字ブロックの設置を要望する。

○回答

信号機設置の決定については、県公安委員会が行うこととなっておりますので、まずは設置が可能な場所であるかを時津警察署交通課と協議を行うように考えております。

なお、役場付近には、J A長崎せいひ農協前の国道交差点の全ての横断歩道に、音声付信号機が設置されておりますので、可能であれば、そちらをご利用ください。

点字ブロックの設置など道路の安全対策につきましては、毎年8月に、時津町身体障害者福祉協会、時津警察署など関係団体の皆さまのご協力を得て、道路パトロールを実施し、危険箇所や改善箇所の把握などを行い、計画的な改善に取り組んでおります。

平成29年度におきましては、8月25日に道路パトロールを実施し、新たにゾーン30に指定される「時津小学校周辺」において、約30箇所の点検を実施いたしました。

点字ブロックの設置につきましては、従前からご要望いただいております親和銀行時津支店横から時津図書館へ通じる町道中央8号線において、新たなゾーン30の指定に併せて延長約130mの点字ブロックの設置を行うことといたしております。

点字ブロックの設置など道路の安全対策につきましては、引き続き関係団体の皆さまと連携を図りながら、計画的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。